

令和 8 年度 アメリカ・オーストラリア向け
外国人観光客認知度向上事業委託業務 公募型プロポーザル仕様書

I 事業の目的

訪日外国人旅行者数は、右肩上がりで増加しており、令和 7 年は過去最高の 4,200 万人を突破した。また、昨年度末に閣議決定された新たな「観光立国推進基本計画（第 5 次）」においても引き続き 2030 年訪日外国人旅行者数 6,000 万人、消費額 15 兆円を目標に掲げると共に、「観光の持続的な発展」「消費額拡大」「地方誘客促進」等を柱とし様々な施策に取り組んでいくこととなったところである。

日本までの距離が比較的近い東・東南アジアが訪日客数上位を占める中で、令和 7 年にアメリカは第 4 位、オーストラリアは第 7 位の送客国となっている。アメリカ及びオーストラリア（以下「米豪」という。）からの訪日客は初訪日が多い市場ではあるが、滞在期間も長く、また本県の持つコンテンツとの親和性が高い。本県を訪れる外国人旅行者の増加に向けた取り組みを進めていく上で、中長期を見据えて、これら米豪からの旅行消費額の高い旅行者をターゲットとした取組も継続していく必要がある。

そこで、本事業では、米豪向けに、本県の認知度向上を目的とした効果的なプロモーションを行うことで、滞在期間も長く、消費額の高い国からの旅行者の増加を目指す。

II 業務内容

1 全体統括

(1) 条件

- ・受託者は、本事業の以下 2～6 の業務すべてについて責任を負い、全体を統括する「統括責任者」を置くこと。統括責任者については、十分な経験を有する者であることとし、業務実績（類似した業務も含む）を明記すること。
- ・委託者、受託者の 2 者で早期に初回の打合わせを実施し、その後も定期的に打合せ（オンラインでの会議も可とする）を実施するなど連絡を密にし、意思の疎通を図ること。
- ・受託者は、打合せ終了後、速やかに議事録を作成し、委託者に報告すること。

2 米豪向けプロモーションの実施

(1) 業務内容

米豪各市場のトレンドや海外旅行の趣向などに合わせ、本県の観光情報等を各種メディア（媒体）に提供し、興味を喚起する記事など定期的かつ継続的な露出を図る。

(2) 条件

以下の条件で提案すること。

- ・本県の素材について調査し、各国の旅行傾向やトレンド等を考慮し適当と思われる素材と、本県のコンテンツと親和性の高いターゲット層を提案すること

(最終的な発信内容は委託者と協議の上、決定すること)。

- ・発信テーマは高知県の食、自然アクティビティ、伝統文化（体験等含む）の中から2つ以上のテーマを選定しその選定理由も明記すること。また、それら選定したテーマに関わる地域の人にもフォーカスした内容とすること。
- ・記事の執筆を行うものはネイティブでかつ十分なライター経験を有する者とする。
- ・定期的かつ継続的な露出を図るための活動方針や手法、目標露出数について提案すること。なお、必要に応じてペイドパブリシティや招請についてもその理由とともに提案可とする。
- ・本事業の成果を定量的に評価できるよう、実施内容に対する KPI を設定すること。
- ・記事掲載などメディア露出したものについては、誘導先を可能な限り高知県外国人向け観光情報サイト「VISIT KOCHI JAPAN」(以下「VKJ」という。) とすること。

URL <https://visitkochijapan.com/en/> (英語)

3 月例報告

- ・毎月の活動状況及び委託者が求める情報等を毎月書面により提出すること。
- ・活動状況の提出後に、報告を行う会議（オンラインでの会議も可とする。）を実施し、実施後は議事録を作成し提出すること。
- ・上記の他、高知県に関する有益な現地情報を収集した場合は、月例報告とは別に随時報告すること。

4 実施結果の報告

- ・指定の期限までに、実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた集客効果やその他二次的なプロモーション効果等）を取りまとめ、報告すること。報告は、画像や図表、数値データ等を用いて、できるだけ分かりやすいものにすること。
- ・全ての施策の実施後に提出する委託業務報告書において、各施策に対する結果を踏まえ、令和9年度以降、米豪市場に向けて高知県をどのように訴求するのが好ましいかについての考察を記載すること。

5 その他

(1) 露出及び委託者による確認について

- ・掲載記事や広告クリエイティブ等の露出にあたっては、情報収集、掲載可否確認、画像収集、記事作成、クリエイティブ作成等を受託者が行うこと。
- ・露出前に、その内容について委託者が日本語訳及び各国の公用語で確認できる体制を構築すること。
- ・露出が確認でき次第、速やかに委託者に報告すること。

(2) 外国語による情報発信について

- ・ネイティブチェック体制を明記し、誤字・脱字をなくすとともに、単なる逐語訳

でなく現地で違和感のない内容で発信できる体制を構築すること。

- ・固有名詞は VKJ を参照し齟齬のないようにすること（下記 URL 参照）。

URL <https://visitkochi.japan.com/en/>

（３）スケジュールについて

- ・上記２の業務スケジュールを提案すること。

（４）実施体制について

- ・本業務の実施体制を明記すること。
- ・再委託を行う場合は、各事業者名、役割について明記すること。

６ 成果物及び提出時期

成果物名	内容	成果物の規格	提出時期
委託業務計画書	本業務の実施計画及びスケジュールを記載	電子データ	委託業務開始から 10 日以内
月例報告書	毎月の活動状況、実績報告、収集した情報及び委託者が求める情報等	電子データ	次月 7 営業日以内 （3 月分は委託業務報告書と併せて報告）
委託業務報告書	本業務における全ての実施内容及び検証結果を記載	電子データ	令和 9 年 3 月 23 日（火）
上記以外の資料で、履行状況が確認できるもの	必要に応じて適宜提出（事業の実施状況が確認できる資料）	一式	事業実施後又は メディア等掲載後 速やかに提出

Ⅲ 提供データ

ロゴマーク等の一部データは、必要に応じて委託者から提供する。

Ⅳ その他留意事項

- ①仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- ②受託者は、委託者及び連携先と業務の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施することとする。
- ③成果物については、原則として委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- ④特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ⑤受託者は、本業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、委託者に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議をするものとする。

- ⑥委託者が上記⑤で譲渡を受ける権利には、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利も含むものとする。
- ⑦委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。
- ⑧当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務委託期間が終了し、又は本業務委託契約が解除された後についても同様とする。
- ⑨受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- ⑩本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。